

東京都社会保険労務士会 「メンタルヘルス《対策》推進月間」セミナーご案内

# 職場のメンタルヘルス ストレスチェック実施にあたって

～平成27年12月法改正により社員50人以上の事業所は義務化～

労働安全衛生法の改正に伴い、今年の12月から従業員数50人以上の事業所において、当該従業員に対し、ストレスチェックを実施することが義務付けられました。

実施するにあたり注意すべきポイントや実施後の対応策、また事業主様が対応に苦慮されているメンタルヘルスに関する労務問題等を、実務に精通している社労士がわかりやすく解説します。なお、セミナー終了後、個別相談を開催いたします。

《対象》 企業の経営者および人事・労務担当者

講師：特定社会保険労務士 長部 ひろみ氏（精神保健福祉士）  
日時：平成27年5月19日（火曜日）  
セミナー：午後2時 ～ 午後3時  
個別相談《会》（要事前予約）：午後3時 ～ 午後3時30分  
（受付は午後1時30分より開始します）  
場所：東京都社会保険労務士会 研修室  
東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4階（定員100名、先着順）  
（JR中央・総武線 御茶ノ水駅 徒歩1分）  
（東京メトロ 新御茶ノ水駅 千代田線 聖橋方面改札直結）  
参加費：無料  
主催：東京都社会保険労務士会 社会貢献委員会

- ★ストレスチェックとは何を実施したらいいの？
- ★必要な項目は？費用は？ストレス強の社員への対応は？
- ★実施したアンケート等はどう保管すればいいの？
- ★メンタルヘルス問題に関する最新の状況を知りたい。

## ストレスチェックとは？

ストレスチェックとは、医師や保健師による、労働者の心理的な負担（ストレス）を把握するための検査（チェック）で、労働安全衛生法の改正に伴い、平成27年12月1日より従業員数50人以上の事業所に実施が義務づけられた制度です。（従業員数50人未満の事業者、当分の間努力義務）

申込締切：平成27年5月1日（金）

申込方法：参加ご希望の方は、裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX(03-5289-8820)にてお申込みいただくか、東京都社会保険労務士会 HP または公式 Facebook の専用フォームからお申込みください。



# 職場のメンタルヘルス ストレスチェックセミナーと個別相談

## 《参加申込書》

フリガナ		フリガナ	
氏名		会社名	
連絡先	〒 ー TEL: ( ) FAX: ( ) E-mail		
個別相談 (事前予約制)	相談希望の有無	※個別相談は、企業の経営者および人事・労務担当者に限ります。	
	※該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない	<ご相談内容> ○を付けてください ①制度全般について ②費用等について ③その他 ( )	

【申込先】 東京都社会保険労務士会 事務局 社会貢献委員会担当 行

**FAX 03-5289-8820**

※FAX の他、東京都社会保険労務士会公式 HP または公式 Facebook の専用フォー  
ムからもお申込みいただけます。

※定員になり次第、締め切らせていただきます。

なお、締め切り後に申し込まれた方につきましては、こちらからご連絡いたします。

※いただいた情報は今回のイベント以外では一切使用いたしません。

### 会場案内



東京都社会保険労務士会  
〒101-0062  
東京都千代田区神田駿河台4-6  
御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F  
TEL 03-5289-0751  
FAX 03-5289-8820

- JR 中央線・総武線御茶ノ水駅  
徒歩 1 分
- 東京メトロ千代田線  
新御茶ノ水駅  
聖橋方面改札直結
- 東京メトロ丸ノ内線  
御茶ノ水駅  
出口 1 から徒歩 2 分